

福岡医発第172号(保)
平成16年4月23日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 竹嶋 康弘



鹿児島県医師国民健康保険組合の一部負担金割合の改正について

標記の件につきまして、福岡県保健福祉部国保・援護課より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、改正の内容は下記のとおりです。

記

保 険 者 名	区 分	現 行	改正後	施行年月日
鹿児島県医師国民健康保険組合	組合員	10 分の 1	10 分の 2	平成 16 年 4 月 1 日

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明





(公印省略)

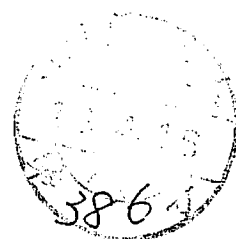
16国援第83号-9
平成16年4月13日

福岡県医師会長 殿
福岡県歯科医師会長 殿
福岡県薬剤師会長 殿

福岡県保健福祉部国保・援護課長
(施設医療係)

鹿児島県医師国民健康保険組合規約の一部改正について (通知)

このことについて、別添(写)のとおり、鹿児島県保健福祉部介護国保課長から通知がありましたので、お知らせします。





介 国 第 1 4 号
平成16年 4 月 1 日

各都道府県国民健康保険主管課長 殿

鹿児島県保健福祉部介護国保課長

鹿児島県医師国民健康保険組合規約の一部改正について（通知）

このことについて、鹿児島県医師国民健康保険組合から、一部負担金の割合の改正による規約の変更について許可申請があり、国民健康保険法第27条第2項の規定に基づき認可されましたので通知します。

なお、改正内容は次のとおりですので、関係機関へ周知いただきますようお願いいたします。

記

1 改正内容（一部負担金）

改 正 後	現 行
（一部負担金） 第10条 保険医療機関または保険薬局において療養の給付を受ける際の一部負担金は次の通りとする。 (1) 組合員である被保険者が給付を受ける際の一部負担金の額は当該療養の給付に要する費用の額の<u>10分の2</u>に相当する額とする。 (2) 前項における組合員が70歳に達する日の属する翌月の以後である場合について国民健康保険法施行令第27条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に<u>規定する額以下</u>であるときは当該療養の給付に要する費用額の<u>10分の1</u>に相当する額とする。	（一部負担金） 第10条 保険医療機関または保険薬局において療養の給付を受ける際の一部負担金は次の通りとする。 (1) 組合員である被保険者が給付を受ける際の一部負担金の額は当該療養の給付に要する費用の額の<u>10分の1</u>に相当する額とする。 (2) 前項における組合員が70歳に達する日の属する翌月の以後である場合について国民健康保険法施行令第27条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に<u>規定する額以上</u>であるときは当該療養の給付に要する費用額の<u>10分の2</u>に相当する額とする。

2 施行年月日

平成16年4月1日

